

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	()
目標年度	令和 16 年度
市町村名 (市町村コード)	氷見市 162051
地域名 (地域内農業集落名)	宇波地区 (白川集落、宇波集落、脇方集落、戸津宮集落、五十谷集落)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	250 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	250 ha
② 田の面積	135 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	115 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	1 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	1.5 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

宇波地区では、農業者の平均年齢が高く、後継者が不明・未定の耕作面積の方が多く、新たな担い手の確保が課題となっている。現在、草刈りや作付けを行う人手が不足しており、中心経営体の管理する土地が飛地化しているため、地主との連携下集約化が必要不可欠である。地域内外からの農業者を受け入れ、鳥獣被害防止対策を強化し、地主による協力を得ながら草刈りを進めることが求められる。地域内では農地の活用として個人による地域ブランド「灘浦みかん」栽培が増加傾向にある。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

白川、戸津宮、宇波集落の農地利用は、それぞれ水稻栽培を行っている中心経営体である認定農業者が担うほか、他集落も含めて地区内外から入作を希望する認定農業者等の受け入れを促進するとともに、鳥獣被害防止対策への取り組みを実施する。水稻の管理においては、草刈業務に外部媒体を活用することも検討していく。地域と連携を図りながら、灘浦みかんなどの特産物のブランド化を推進するため、地域おこし協力隊制度など活用し、地域内外のコミュニティ全体での取り組みが実現できる体制の構築、周辺の耕作放棄地対策を図る。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
中間管理機構による農地の集積・集約を促進する。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	12.3	%	将来の目標とする集積率
			12.3 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
地区の連携により地域外からの認定農業者や新規就農者の受け入れを促進する。			
基盤整備や農業経営が効率化しやすいよう中心経営体への集積化・集約化を促進する。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
新たな担い手の確保とともに農地を集積していく。
(2)農地中間管理機構の活用方法
農地バンクへの貸付けを進め、担い手への農地の集積・集約化を推進する。
(3)基盤整備事業への取組
状態が悪く担い手の確保ができない圃場について、農業経営しやすくなるよう改善を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
地域の担い手の経営体制が維持できるよう地域内での後継者の育成に取り組む。また、地域外から、地域の特性を活かした農業経営を希望する新規就農者の受け入れを促進する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
地区内の作業の効率化・省力化を進めるためにドローンなどによる防除作業をはじめ農作業委託の活用を図っていく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

引き続き、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払制度などを活用し農地の保全に取り組んでいく。「灘浦みかん」など地域ブランドを育成し、農地を活用した地域の振興につながるしくみづくりを構築していく。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 16 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
集		水稻、WCS	ha	15.6 ha	水稻、WCS	ha	14.6 ha	A	
認農		水稻	11.3 ha	ha	水稻	12.8 ha	ha	B	
認農		水稻	4.0 ha	ha	水稻	4.0 ha	ha	C	
利用者			84.6 ha	ha		83.1 ha	ha	その他	
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	4経営体		99.9 ha	15.6 ha		99.9 ha	14.6 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。